

財 関 第 6 0 1 号
令和 6 年 6 月 28 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 江島 一彦

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年7月1日（ただし、下記第2については、同年7月15日、第4については、同年11月1日、第7の2.については、同年9月2日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第3 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙3-1のように改める。

税関様式C第9030号

税関様式C第9040号

税関様式C第9050号

税関様式C第9070号

税関様式B第1200号

2. 別紙3-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙2及び別紙様式2をこれに対応する別紙6のように改める。

第7 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙7-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

2. 別紙7-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 輸入化学物質の通関の際における取扱いについて（平成31年3月28日財関第403号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財関第812号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。